

共済組合の制度が変わります！

資格 担当
☎06-6941-3164

令和4年10月から社会保険（健康保険・厚生年金）の適用される対象が拡大されるのに合わせ、臨時的任用職員や社会保険に加入する短時間勤務職員等については、健康保険は公立学校共済組合に、年金は日本年金機構の一般厚生年金に加入することになります。

★任用形態別 制度の新旧比較（令和4年10月施行）

上段：健康保険
下段：年金

○ 再任用フルタイム

現 行	新 制 度
共済組合	共済組合
共済組合	共済組合

○ 任期付職員

（育休代替・配偶者同行
休業代替を含む）

共済組合	共済組合
共済組合	共済組合

（加入先が変更となる任用形態）

○ 臨時的任用職員

共済組合	共済組合
共済組合	一般厚生年金

○ 短時間勤務職員等

（再任用パートタイム職員、
非常勤職員等）

協会けんぽ	共済組合
一般厚生年金	一般厚生年金

令和4年6月末時点の情報です！
変更がある場合は改めてお知らせ
します！



※下表の社会保険の適用拡大の要件を満たすことが前提です。

※具体的な手続き方法や、制度の詳細については各所属所へ通知します。

<参考> 社会保険の適用拡大

	現行制度	新制度（R4.10~）
主な要件	週の所定労働時間が20時間以上	週の所定労働時間が20時間以上
	賃金月額88,000円以上	賃金月額88,000円以上
	<u>継続して1年以上使用される見込み</u>	<u>2ヶ月を超えて使用される見込み</u>
	学生でないこと	学生でないこと

厚労省HP内「年金制度改正法(令和2年法律第40号)が成立しました」 参照 ⇒



ご注意ください！

被扶養者が、上表の要件に該当し社会保険に加入する場合は、所得が限度額（★）を超えていなくても、被扶養者認定の取消の手続きが必要です。

★ 年額130万円、月額108,334円（公的年金受給者は年額180万円、月額15万円）

